

南富良野町公の施設の指定管理者を募集します

南富良野町では、公募により平成 22 年 4 月 1 日から指定管理者による管理運営を行う、下記施設の指定管理者を募集します。

指定管理期間は、いずれの施設も平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

■ 応募資格

応募者は、町内に事務所若しくは事業所を有する法人または団体とします。法人格の有無は問いませんが、法律上個人は、指定管理者となることはできません。

その他にも必要な要件がありますので、くわしくは各施設の担当係まで問い合わせください。

指定管理者募集施設

施設名	募集要項等配布期間	応募書類受付期間	担当課係
南富良野情報プラザ	11月10日(火) ～11月17日(火)	11月24日(火) ～11月30日(月)	産業課商工観光係 ☎ 52 2178
かなやま湖スポーツ研修センター	11月10日(火) ～11月17日(火)	11月24日(火) ～11月30日(月)	教育委員会生涯学習係 ☎ 52 2145
空知川スポーツリンクス			
町民体育館			
下金山地区多目的センター			
金山地区コミュニティセンター			
落合地区多目的センター			

指定管理者の指定

指定については、12月上旬に「選定委員会」において選定され、町議会の議決後に指定管理者として指定されます。

指定後、町と指定管理者との間で施設の管理運営について詳細の協議を行い、協定を締結することとなります。

募集要項の配布や応募書類提出の窓口、不明な点や詳細の問い合わせ先は、各担当課係です。

■ 指定管理者制度とは

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しながら、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に地方自治法の改正により創設され、本町では平成 19 年 4 月から導入されています。

■ 公の施設とは

住民の福祉を推進する目的をもって、住民の利用に供するために地方公共団体が設置した施設のことです。文化施設、体育施設、観光施設などがあります。ただし、道路法や河川法、下水道法、学校教育法など個別法により管理主体が限定されている場合は、指定管理者対象施設にはなりません。

■ 募集と選定方法

指定管理者は原則公募によりますが、施設の設置目的などを考慮して、特定の団体に管理を行わせることが適当であると判断される施設は公募せずに、特定の団体を指定することができます。

合併処理浄化槽を設置しませんか

南富良野町では、快適な暮らしと自然環境を守るため、「合併処理浄化槽」を設置される方に補助金を交付します。

補助制度を活用して平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までの間に設置を予定または検討している方は、次により申し込みください。(設置工事の着手は、町から補助金交付の決定を受けた後になります。)

■ 補助を受けられる方(次のいずれにも該当する方)

主に居住を目的とした住宅に合併処理浄化槽を設置する方(店舗併用住宅と共同住宅も対象)

公共下水道整備区域以外の町内に居住している方
浄化槽法で定められた検査や維持管理を確実に
行っていただけの方

■ 交付される補助金の額

工事費の 87.5%に相当する額か、次の人槽に応じた限度額のいずれか低い方の額が交付されます。また、水洗化に伴い、住宅を改造するときの補助制度もあります。

■ 補助金上限額

5人槽 821千円、7人槽 958千円、10人槽 1,218千円
10人槽については、2世帯住宅などが対象です。

■ 申込み方法

申込書は、建設課環境衛生係と巡回窓口車やまびこ号に用意してありますので、必要事項を記入のうえ、11月 25日(水)までに同窓口へ提出してください。

補助制度など、不明な点は建設課環境衛生係(☎ 52 2179)へ問い合わせください。